

# 法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成25年5月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.141  
通巻241号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

## 5月の行事予定

9(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	第1支部役員会	18:30	榑井上香料製造所
10(金)	税制委員会	18:30	法人会事務局
	第4支部役員会	18:00	玉川区民会館活動フロア
14(火)	女性部会役員会	10:30	法人会事務局
	女性部会支部長	11:30	木曾路等々力店
	青年部会全体会議	19:00	玉川ボランティアビューロー
15(水)	第8支部第1回役員会	18:00	JA鎌田支店2F
	第6支部役員会	12:00	トラットリアメッシーナ
16(木)	★女性部会第1回健康増進研修会	14:30	玉川町会会館
18(土)	★第7支部瀬田フラワーランドの集い	10:00	瀬田フラワーランド
19(日)	★第7支部瀬田フラワーランドの集い	10:00	瀬田フラワーランド
	★第8支部世田谷緑化まつり	10:00	砧公園
20(月)	【たまでんBOARD 6月号原稿締切】		
23(木)	組織委員会	18:30	法人会事務局
24(金)	新旧委員長・部会長会議	18:30	未定
25(土)	★第4支部田植え体験学習	6:50	新潟県魚沼市竜光
	★第10支部世田谷ガーデニングフェア	10:00	馬事公苑けやき広場
26(日)	★第10支部世田谷ガーデニングフェア	10:00	馬事公苑けやき広場
	★青年部会わんぱく相撲		砧公園体育館
	★第1支部奥沢音楽祭社会貢献活動	13:30	奥沢駅前
27(月)	広報委員会	18:00	玉川ボランティアビューロー
29(水)	総務委員会	18:30	玉川ボランティアビューロー

## 6月の行事予定

6(木)	★女性部会第2回健康増進研修会	14:30	玉川町会会館
7(金)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
11(火)	青年部会全体会議	19:00	玉川ボランティアビューロー
12(水)	玉川法人会第3回通常総会	17:30	セルリアンタワー東急ホテル
13(木)	源泉部会役員会	14:30	玉川税務署
	源泉部会第2回研修会	15:30	玉川税務署
18(火)	第9・10支部合同役員会	18:30	未定
20(木)	正副会長会議	13:30	法人会事務局
	第2回理事会	15:00	玉川税務署
	新任理事監事研修会	18:00	
	【たまでんBOARD 7月号原稿締切】		
25(火)	広報委員会	18:00	玉川ボランティアビューロー
27(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署

5月・6月の行事予定は4月25日現在のものです

★印は一般の方も参加できる行事です

お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

### 目次

5月・6月の行事予定	1
理事会・委員会・支部 活動報告	2
都税事務所からのお知らせ	6
税務署からのお知らせ/掲示板	8

### お問い合わせ

発行人/公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
編集/公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号  
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索

E-mail:tamagawa@blue.ocn.ne.jp

# 理事会・委員会・支部 活動報告

## 委員長・部会長会議

日時 4月11日(木) 18:30~21:30

場所 玉川ボランティアビューロー

出席者 阿部会長他、9名

議題 協議事項

1. 第3回通常総会議案書
2. 平成25年度決算・新設法人説明会の担当
3. 全法連総合プラットフォームの導入

4. 会費未納会員

5. 各委員会・部会の協議事項

第3回通常総会の開催案内

平成25年度「税を考える週間」の講師候補者

6. その他

報告事項

1. 各委員会・部会の報告

2. その他

## 理事会

日時 4月15日(月) 15:00~17:00

場所 玉川区民会館

出席者 39名の理事が出席。玉川税務署からは、高田副署長、永田法人課税第1統括官、藤田審理担当上席にご臨席いただき、高田副署長よりご挨拶いただきました。

- 報告事項
1. 法人会事業報告
  2. 常設委員会、支部・部会報告

3. その他

審議事項

1. 平成24年度事業報告承認
2. 平成24年度収支決算報告及び監査報告承認
3. 任期満了に伴う理事・監事選任
4. 平成25年度「税を考える週間」の講師候補者
5. 運営規則
6. その他



## 広報委員会

### 委員会

日時 3月25日(月) 18:30~20:00  
場所 法人会事務局  
出席者 11名

議題 1. たまでんBOARD4月号校正  
2. 玉川公論40号編集  
3. 玉川公論41号

## 第6支部

### 活動報告会

日時 4月10日(水) 18:00~21:00  
場所 玉川高島屋SC南館6F 維新號  
出席者 18名

江口響子さんの司会と鈴木支部長の議事進行により平成24年度の締め括りとなる報告会が執り行われ、議事内容として事業報告、収支決算報告、平成25年度の行事予定計画がそれぞれ発表されて、いずれも承認されました。

行事予定においては25年4月末に、去年同様「はなみずきフェスティバル」での和太鼓コンサートの予定がありましたが、東急の担当者さんが人事異動される際に引継ぎが上手く行かなかったようで、残念ながら会場を押さえられずに開催できなくなってしまいました。楽しみにされていた方々に大変申し訳なく、また和太鼓演者、関係者の方々にもご迷惑をお掛けしてしまい、本当に残念としか言いようがありません。今後のイベント開催において同じようなことが無いよう、他組織との意思疎通には留意していく必要があるかと思われまます。

支部長が始めの挨拶で「議事は早くスムーズ



に終了させて第二部の懇親会に力を入れましょう」と宣言されたとおり、報告会自体は特に問題無く終了し、その後は美味しい食事をしながら順番に自己紹介を行うなど大いに宴が盛り上がり、楽しい時間を過ごすことができました。あっという間の3時間でしたが、最後は笑顔の集合写真を撮って一本締めでお開きとなりました。

さあ、また新しい年度が始まります。皆さん、頑張ってください。

(第6支部広報委員 片桐博子)



## 女性部会

### 役員会

日 時 4月5日(金) 10:00~12:00  
 場 所 法人会事務局  
 出席者 5名

- 議 題
1. 部会活動報告会
  2. 税務研修会
  3. 5月14日支部長会
  4. 健康増進研修会
  5. その他

### 第8回法人会全国女性フォーラム 愛知大会

日 時 4月11日(木) 14:00~  
 場 所 ウエスティンナゴヤキャッスル  
 天気恵まれて「イザ」名古屋へ女性部会の星谷部会長、黒川副部会長、清田顧問、大塚相談役、安永の5人で出席しました。

#### 第1部：記念講演

講師エレガント・マナースクール学院長 平林都様『笑顔の接遇で人生が変わる!!』「形なくしては 心は伝わらない」という信念のもとに、出会った人に“楽しく気持ちよく、笑顔に”なってもらおう。表情・言葉・動作が弱いと相手に伝わらない「うそ」と「振り」が大事、たとえば、疲れていたり、悲しかったりしている時でも笑顔で楽しい「うそ」の「振り」をして周りを幸せにしていく。お話の最後に口角を上げる習慣を付けていくと自然と笑顔になっていくと云う楽しい話を聞かせていただきました。

#### 第2部：式典

大会キャッチフレーズ『信長・秀吉・家康が先輩だ!』～未来につなぐ、力ひとつに心ひとつに～

戦国の武将たちを一つにまとめ、天下泰平の世にしたことで有名な三英傑（信長・秀吉・家康）の生誕地である愛知。三人は戦国の世から

日本を一つにまとめ平和な国造りの基礎となりました。その三英傑の志にあやかり、私たち女性部会の活動も未来につなぐため「力ひとつに心ひとつに」を全国に発信していきたいと考えています。

女性部会スローガン：わたしたち法人会女性部会は法人会組織の一員として研修、交流を通じた部会員の資質向上と社会への貢献をめざす法人会活動の充実に努めます。

ご来賓の国税庁 課税部長 藤田利彦様の祝辞に始まり、愛知県知事大村秀章様にご挨拶をいただいた後、名古屋市長河村たかし様のお話の中に「国税庁の方々には申し訳ないが皆様はいい暮らしをしている。税金を納めている一般市民が貧しい暮らしをしているのはおかしいのではないか」「税金を納めている人もいい暮らしができるような政治をやって行きたい」と云う言葉に拍手喝采でした。

第3部：懇親会では人・人・人、女性部会のパワーで会場狭しと、お食事もそこそこにホテルへと退散しました。第3部が始まる前に1時間の休憩がありましたので名古屋城を一周しました。さくらは終わっていましたがしだれ桜が良い感じで咲いていて名古屋を満喫してまいりました。 (女性部会広報委員 安永きみ子)



### 第3回活動報告会

日 時 4月17日(水) 13:30～

場 所 玉川区民会館 4F集会室

講 師 法人課税第1部門統括官 永田恵子様

天気にも恵まれて元気いっぱい女性部会員の方々にお集まりいただき有り難うございました。第1部：活動報告会を無事に終わりました。今年役員改選の年にあたり、星谷部会長が退任される予定です。3期（6年）と長い年月楽しい事、大変な事等あったと思いますが楽しい思い出をたくさん作っていただき大変有り難うございました。

『女性部会は法人会の花として心をひとつに！笑顔を絶やさず百合の花のように凛とさわやかに!!ひまわりの花のように明るく太陽の母のごとく包み込んでいけるような女性部会でありたい』と山本副部会長は語っておられました。これからも楽しい女性部会を作りたいと思いますので今後とも宜しくお願いいたします。

第2部：税務研修会

演題：税務よもやま話

講師：法人課税第1部門統括官 永田恵子様

永田統括官の「女性として、女性であるから

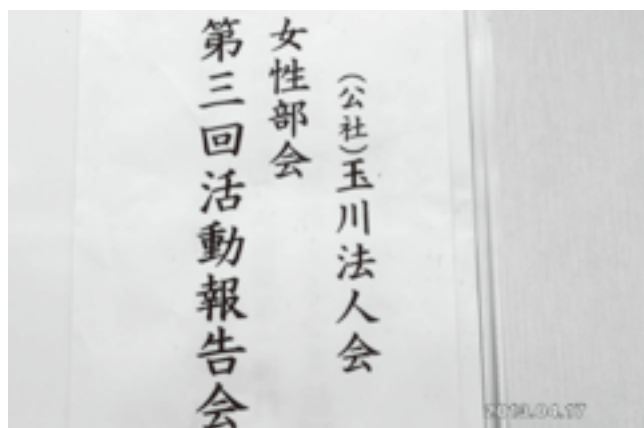


こそ」のご苦労のさまざまな体験を通して解りやすく税に対してのお話を行っていただきました。又、税務調査とはすべてが「確認」だそうです。しっかりと帳簿を書き忘れないようにしましょう。法人会の女性部会に対しては「男性の感覚だけではいけない、女性部会の女性の力で法人会を盛り立てていくために、女性部会はなくてはならない存在です」と励ましのお言葉をいただきました。

(女性部会広報委員 安永きみ子)



講師の法人課税第1部門統括官 永田恵子様



### 都税事務所からのお知らせ

- ①商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ減額措置
  - ②小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
  - ③小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置については、平成25年度も継続します。
- 詳細は、HPまたは下記問い合わせ先へ  
問：土地が所在する区にある都税事務所の固定資産税係

—都税についてのお知らせ—									
<b>平成25年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について（23区内）</b>									
項目	軽減の対象	軽減の割合等	申請						
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 <sup>※1</sup> が65%を超える商業地等 <sup>※2</sup> ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不要						
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地（個人又は資本金等が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	申請が必要です (申請期限：平成25年12月27日) 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。						
小規模住宅用地に対する軽減措置（都市計画税のみ）	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不要						
税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する減額措置	税額が前年度の1.1倍を超える土地	平成25年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の1.1倍を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額 なお、地積・利用状況等に変更があった場合、前年度の税額の1.1倍を超えることがあります。	不要						
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日です。						
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成27年12月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）から下記の期間について耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>改修完了日</th> <th>減免の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年1月1日 ～平成24年12月31日</td> <td>2年間</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月1日 ～平成27年12月31日</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	改修完了日	減免の期間	平成22年1月1日 ～平成24年12月31日	2年間	平成25年1月1日 ～平成27年12月31日	1年間	申請が必要です 申請期限は改修完了後3ヶ月以内です。
改修完了日	減免の期間								
平成22年1月1日 ～平成24年12月31日	2年間								
平成25年1月1日 ～平成27年12月31日	1年間								

【お問い合わせ先】 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合、法人事業税を減免します。事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を、管轄の都税事務所等に提出してください。

HP「主税局 環境減税」→[検索](#)

問：都税事務所の法人事業税係

法人課税指導課（5388）2963

対象設備等について：クールネット東京（5388）3408

**中小企業者向け省エネ促進税制**

**法人事業税の減免申請期限にご注意ください！**

都内の中小規模事業所等において特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税を減免します。減免の申請期限は、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までです。減免を受けるためには、申請期限までに、減免申請書及び必要書類を、所管する都税事務所・都税支所・支庁に提出してください。なお、申請期限を過ぎますと、減免を受けることができませんのでご注意ください。

**【中小企業者向け省エネ促進税制（法人事業税の減免）の概要】**

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者* *資本金1億円以下の法人等 ※「地球温暖化対策報告書」については、環境局ホームページをご覧ください。
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②「省エネルギー設備*及び再生可能エネルギー設備**」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したものの *空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 **太陽光発電システム、太陽熱利用システム ※導入推奨機器については、基準変更により取り消されることがありますので、環境局ホームページで最新情報をご確認ください。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免（ただし、当期事業税額の2分の1を限度） ※減免しきれなかった額がある場合（取得事業年度の事業税額が0である場合を含む。）は、翌事業年度等の事業税額から減免可
対象事業年度	平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 <b>● 平成25年4月30日決算で、7月1日が申告納付期限の法人の減免申請期限は、7月1日です。</b>

**【お問い合わせ先】**

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・所管都税事務所の法人事業税係
- ・主税局課税部法人課税指導課法人事業税係 03-5388-2963

\*主税局ホームページに、各種様式や制度のQ&Aを掲載しています。

[主税局 環境減税](#)

[検索](#)

●地球温暖化対策報告書・導入推奨機器に関すること

「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

### 税務署からのお知らせ

## 平成25年度以降のe-Tax受付時間について

利用者の利便性の向上を図る観点から、利用者のニーズ、費用対効果を踏まえて受付時間の検討を行った結果、以下のとおり、e-Taxの受付時間を拡大します。

○ 平成25年7月31日(水)まで

- 月曜日～金曜日（祝日等及び以下の期間を除く。）  
8時30分～21時
- 平成25年5月28日(火)～31日(金)  
8時30分～22時30分

○ 平成25年8月1日(木)以降

- 月曜日～金曜日（祝日等及び年末年始(12月29日～1月3日)並びに以下の期間を除く。）  
8時30分～24時
- 確定申告時期（1月第3週月曜日～所得税確定申告期限）  
24時間
- ※ メンテナンス時間（毎週月曜日0時～8時30分）を除く。
- ※ 具体的な期間については、12月上旬に国税庁ホームページでお知らせします。

= e-Taxの運転状況については、国税庁e-Taxホームページの「e-Taxの運転状況・利用可能時間」をご確認ください。=

### 法人会事務局よりお願い

代表者名、所在地、電話番号等の変更がありましたら法人会事務局までお知らせ下さい  
事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992 E-mail: tamagawa@blue.ocn.ne.jp



「玉川法人会バナー」ができましたので、貴社でもぜひご活用下さい。ホームページには、様々なサイズのパナーをご用意しております。  
<http://www.tamagawa.or.jp/jyoho/banner.html>

#### 納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

25年5月分の源泉所得税の納付期限	25年6月10日(月)
25年3月決算法人の確定申告期限・納付期限	25年5月31日(金)
25年9月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	25年5月31日(金)
消費税の中間申告期限・納付期限	25年5月31日(金)

25年6月決算法人の第3四半期分、25年9月決算法人の半期分・第2四半期分、25年12月決算法人の第1四半期分

消費税の  
期限内納付を  
お願いいたします。